

別表第1「機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表」

## 建 物

構造又は用途	細 目	耐用年数
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	50年
	住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	47年
	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	
	飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が3割を超えるもの	34年
	その他のもの	41年
	旅館用又はホテル用のもの	
	延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が3割を超えるもの	31年
	その他のもの	39年
	店舗用のもの	39年
	病院用のもの	39年
	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	38年
	公衆浴場用のもの	31年
	工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	
	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの(倉庫事業の倉庫用のものを除く。)及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	24年
	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	31年
	その他のもの	
	倉庫事業の倉庫用のもの	
冷蔵倉庫用のもの	21年	
その他のもの	31年	
その他のもの	38年	
れんが造、石造又はブロック造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	41年
	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	38年
	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	38年
	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	36年
	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	34年
	公衆浴場用のもの	30年
	工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	
	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの(倉庫事業の倉庫用のものを除く。)	22年
	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	28年
	その他のもの	
	倉庫事業の倉庫用のもの	
	冷蔵倉庫用のもの	20年
	その他のもの	30年

構造又は用途	細目	耐用年数
	その他のもの	34年
金属造のもの(骨格材の肉厚が4ミリメートルを超えるものに限る。)	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	38年
	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	34年
	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	31年
	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	31年
	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	29年
	公衆浴場用のもの	27年
	工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	
	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの(倉庫事業の倉庫用のものを除く。)及 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び 著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	20年
	その他のもの	25年
	倉庫事業の倉庫用のもの	
	冷蔵倉庫用のもの	19年
その他のもの	26年	
その他のもの	31年	
金属造のもの(骨格材の肉厚が3ミリメートルを超え4ミリメートル以下のものに限る。)	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	30年
	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	27年
	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	25年
	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	25年
	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	24年
	公衆浴場用のもの	19年
	工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	
	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	15年
	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び 著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	19年
	その他のもの	24年
	金属造のもの(骨格材の肉厚が3ミリメートル以下のものに限る。)	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの		19年
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの		19年
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの		19年
旅館用、ホテル用又は病院用のもの		17年
公衆浴場用のもの		15年
工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの		
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの		12年
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び 著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの		14年
その他のもの		17年
木造又は合成樹脂造のもの		事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの

構造又は用途	細目	耐用年数
	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	22年
	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	20年
	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	17年
	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	17年
	公衆浴場用のもの	12年
	工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	
	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	9年
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	11年	
その他のもの	15年	
木骨モルタル造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	22年
	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	20年
	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	19年
	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	15年
	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	15年
	公衆浴場用のもの	11年
	工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	7年	
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	10年	
その他のもの	14年	
簡易建物	木製主要柱が10センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はタンぶきのもの	10年
	掘立造のもの及び仮設のもの	7年

#### 建物附属設備

構造又は用途	細目	耐用年数
電気設備(照明設備を含む。)	蓄電池電源設備	6年
	その他のもの	15年
給排水又は衛生設備及びガス設備		15年
冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備(冷凍機の出力が22キロワット以下のもの)	13年
	その他のもの	15年
昇降機設備	エレベーター	17年
	エスカレーター	15年
消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		8年
エヤーカーテン又はドア自動開閉設備		12年
アーケード又は日よけ設備	主として金属製のもの	15年
	その他のもの	8年
店用簡易装備		3年
可動間仕切り	簡易なもの	3年
	その他のもの	15年

構造又は用途	細目	耐用年数
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの	18年
	その他のもの	10年

構 築 物

構造又は用途	細目	耐用年数
鉄道業用又は軌道業用のもの	軌条及びその附属品	20年
	まくら木	
	木製のもの	8年
	コンクリート製のもの	20年
	金属製のもの	20年
	分岐器	15年
	通信線、信号線及び電灯電力線	30年
	信号機	30年
	送配電線及びき電線	40年
	電車線及び第三軌条	20年
	掃線バンド	5年
	電線支持物(電柱及び腕木を除く。)	30年
	木柱及び木塔(腕木を含む。)	
	架空索道用のもの	15年
	その他のもの	25年
	前掲以外のもの	
	線路設備	
	軌道設備	
	道床	60年
	その他のもの	16年
	土工設備	57年
	橋りよう	
	鉄筋コンクリート造のもの	50年
	鉄骨造のもの	40年
	その他のもの	15年
	トンネル	
	鉄筋コンクリート造のもの	60年
	れんが造のもの	35年
	その他のもの	30年
	その他のもの	21年
	停車場設備	32年
電路設備		
鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及びコンクリート塔	45年	

構造又は用途	細目	耐用年数
	踏切保安又は自動列車停止設備	12年
	その他のもの	19年
	その他のもの	40年
その他の鉄道用又は軌道用のもの	軌条及びその附属品並びにまくら木	15年
	道床	60年
	土工設備	50年
	橋りょう	
	鉄筋コンクリート造のもの	50年
	鉄骨造のもの	40年
	その他のもの	15年
	トンネル	
	鉄筋コンクリート造のもの	60年
	れんが造のもの	35年
	その他のもの	30年
	その他のもの	30年
	発電用又は送配電用のもの	小水力発電用のもの(農山漁村電気導入促進法(昭和27年法律第358号)に基づき建設したものに限る。)
その他の水力発電用のもの(貯水池、調整池及び水路に限る。)		57年
汽力発電用のもの(岩壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。)		41年
送電用のもの		
地中電線路		25年
塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線		36年
配電用のもの		
鉄塔及び鉄柱		50年
鉄筋コンクリート柱		42年
木柱		15年
配電線		30年
引込線		20年
添架電話線		30年
地中電線路	25年	
電気通信事業用のもの	通信ケーブル	
	光ファイバー製のもの	10年
	その他のもの	13年
	地中電線路	27年
	その他の線路設備	21年
放送用又は無線通信用のもの	鉄塔及び鉄柱	
	円筒空中線式のもの	30年
	その他のもの	40年

構造又は用途	細目	耐用年数	
	鉄筋コンクリート柱	42年	
	木塔及び木柱	10年	
	アンテナ	10年	
	接地線及び放送用配線	10年	
農林業用のもの	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの		
	果樹棚又はホップ棚	14年	
	その他のもの	17年	
	主として金属造のもの		14年
	主として木造のもの		5年
	土管を主としたもの		10年
	その他のもの		8年
広告用のもの	金属造のもの	20年	
	その他のもの	10年	
競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもの	スタンド		
	主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	45年	
	主として鉄骨造のもの	30年	
	主として木造のもの	10年	
	競輪場用競走路		
	コンクリート敷のもの	15年	
	その他のもの	10年	
	ネット設備		15年
	野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設		30年
	水泳プール		30年
	その他のもの		
	児童用のもの		
	すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用のもの	10年	
	その他のもの	15年	
	その他のもの		
主として木造のもの	15年		
その他のもの	30年		
緑化施設及び庭園	工場緑化施設	7年	
	その他の緑化施設及び庭園(工場緑化施設に含まれるものを除く。)	20年	
舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	15年	
	アスファルト敷又は木れんが敷のもの	10年	
	ビチューマルス敷のもの	3年	
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの(前掲のものを除く。)	水道用ダム	80年	
	トンネル	75年	

構造又は用途	細目	耐用年数
	橋	60年
	岸壁、さん橋、防壁(爆発物用のものを除く。)、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム	50年
	乾ドック	45年
	サイロ	35年
	下水道、煙突及び焼却炉	35年
	高架道路、製塩用ちんでん池、飼育場及びへい	30年
	爆発物用防壁及び防油堤	25年
	造船台	24年
	放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	15年
	その他のもの	60年
コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの(前掲のものを除く。)	やぐら及び用水池	40年
	サイロ	34年
	岸壁、さん橋、防壁(爆発物用のものを除く。)、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう	30年
	下水道、飼育場及びへい	15年
	爆発物用防壁	13年
	引湯管	10年
	鉱業用廃石捨場	5年
	その他のもの	40年
れんが造のもの(前掲のものを除く。)	防壁(爆発物用のものを除く。)、堤防、防波堤及びトンネル	50年
	煙突、煙道、焼却炉、へい及び爆発物用防壁	
	塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの	7年
	その他のもの	25年
その他のもの	40年	
石造のもの(前掲のものを除く。)	岸壁、さん橋、防壁(爆発物用のものを除く。)、堤防、防波堤、上水道及び用水池	50年
	乾ドック	45年
	下水道、へい及び爆発物用防壁	35年
	その他のもの	50年
土造のもの(前掲のものを除く。)	防壁(爆発物用のものを除く。)、堤防、防波堤及び自動車道	40年
	上水道及び用水池	30年
	下水道	15年
	へい	20年
	爆発物用防壁及び防油堤	17年
	その他のもの	40年
金属造のもの(前掲のものを除く。)	橋(はね上げ橋を除く。)	45年
	はね上げ橋及び鋼矢板岸壁	25年
	サイロ	22年
	送配管	

構造又は用途	細目	耐用年数	
	鋳鉄製のもの	30年	
	鋼鉄製のもの	15年	
	ガス貯そう		
	液化ガス用のもの	10年	
	その他のもの	20年	
	薬品貯そう		
	塩酸、ふつ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機酸用のもの	8年	
	有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの	10年	
	アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの	15年	
	水そう及び油そう		
	鋳鉄製のもの	25年	
	鋼鉄製のもの	15年	
	浮きドック	20年	
	飼育場	15年	
	つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール	10年	
露天式立体駐車設備	15年		
その他のもの	45年		
合成樹脂造のもの(前掲のものを除く。)		10年	
木造のもの(前掲のものを除く。)	橋、塔、やぐら及びドック	15年	
	岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水そう、引湯管及びへい	10年	
	飼育場	7年	
	その他のもの	15年	
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	主として木造のもの	15年	
	その他のもの	50年	

船舶

構造又は用途	細目	耐用年数
船舶法(明治32年法律第46号)第4条から第19条までの適用を受ける鋼船		
漁船	総トン数が500トン以上のもの	12年
	総トン数が500トン未満のもの	9年
油そう船	総トン数が2000トン以上のもの	13年
	総トン数が2000トン未満のもの	11年
薬品そう船		10年
その他のもの	総トン数が2000トン以上のもの	15年
	総トン数が2000トン未満のもの	
	しゅんせつ船及び砂利採取船	10年
	カーフェリー	11年
	その他のもの	14年



構造又は用途	細目	耐用年数
船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船		
漁船		6年
薬品そう船		8年
その他のもの		10年
船舶法第4条から第19条までの適用を受ける軽合金船(他の項に掲げるものを除く。)		9年
船舶法第4条から第19条までの適用を受ける強化プラスチック船		7年
船舶法第4条から第19条までの適用を受ける水中翼船及びホバークラフト		8年
その他のもの		
鋼船	しゆんせつ船及び砂利採取船	7年
	発電船及びとう載漁船	8年
	ひき船	10年
	その他のもの	12年
木船	とう載漁船	4年
	しゆんせつ船及び砂利採取船	5年
	動力漁船及びひき船	6年
	薬品そう船	7年
	その他のもの	8年
その他のもの	モーターボート及びとう載漁船	4年
	その他のもの	5年

#### 航空機

構造又は用途	細目	耐用年数
飛行機	主として金属製のもの	
	最大離陸重量が130トンを超えるもの	10年
	最大離陸重量が130トン以下のもので、5.7トンを超えるもの	8年
	最大離陸重量が5.7トン以下のもの	5年
	その他のもの	5年
その他のもの	ヘリコプター及びグライダー	5年
	その他のもの	5年

#### 車両及び運搬具

構造又は用途	細目	耐用年数
鉄道用又は軌道用車両(架空索道用搬器を含む。)	電気又は蒸気機関車	18年
	電車	13年
	内燃動車(制御車及び附随車を含む。)	11年
	貨車	
	高压ボンベ車及び高压タンク車	10年

構造又は用途	細目	耐用年数
	薬品タンク車及び冷凍車	12年
	その他のタンク車及び特殊構造車	15年
	その他のもの	20年
	線路建設保守用工作車	10年
	鋼索鉄道用車両	15年
	架空索道用搬器	
	閉鎖式のもの	10年
	その他のもの	5年
	無軌条電車	8年
	その他のもの	20年
特殊自動車(この項には、別表第2に掲げる減価償却資産に含まれるブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機具を含まない。)	消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車	5年
	モーターシーパー及び除雪車	4年
	タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの	
	小型車(じんかい車及びし尿車にあつては積載量が2トン以下、その他のものにあつては総排気量が2リットル以下のものをいう。)	3年
	その他のもの	4年
運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具(前掲のものを除く。)	自動車(二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。)	
	小型車(貨物自動車にあつては積載量が2トン以下、その他のものにあつては総排気量が2リットル以下のものをいう。)	3年
	その他のもの	
	大型乗用車(総排気量が3リットル以上のものをいう。)	5年
	その他のもの	4年
	乗合自動車	5年
	自転車及びリヤカー	2年
被けん引車その他のもの	4年	
前掲のもの以外のもの	自動車(二輪又は三輪自動車を除く。)	
	小型車(総排気量が0.66リットル以下のものをいう。)	4年
	その他のもの	
	貨物自動車	
	ダンプ式のもの	4年
	その他のもの	5年
	報道通信用のもの	5年
	その他のもの	6年
	二輪又は三輪自動車	3年
	自転車	2年
	鉱山用人車、炭車、鉱車及び台車	
	金属製のもの	7年
	その他のもの	4年
フォークリフト	4年	

構造又は用途	細目	耐用年数
	トロッコ	
	金属製のもの	5年
	その他のもの	3年
	その他のもの	
	自走能力を有するもの	7年
	その他のもの	4年

工 具

構造又は用途	細目	耐用年数
測定工具及び検査工具(電気又は電子を利用するものを含む。)		5年
治具及び取付工具		3年
ロール	金属圧延用のもの	4年
	なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロールその他のもの	3年
型(型枠を含む。)、鍛圧工具及び打抜工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型及び鑄造用型	2年
	その他のもの	3年
切削工具		2年
金属製柱及びカッペ		3年
活字及び活字に常用される金属	購入活字(活字の形状のまま反復使用するものに限る。)	2年
	自製活字及び活字に常用される金属	8年
前掲のもの以外のもの	白金ノズル	13年
	その他のもの	3年
前掲の区分によらないもの	白金ノズル	13年
	その他の主として金属製のもの	8年
	その他のもの	4年

器具及び備品

構造又は用途	細目	耐用年数
1.家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品(他の項に掲げるものを除く。)	事務机、事務いす及びキャビネット	
	主として金属製のもの	15年
	その他のもの	8年
	応接セット	
	接客業用のもの	5年
	その他のもの	8年
	ベッド	
		8年
	児童用机及びいす	
		5年
	陳列だな及び陳列ケース	
	冷凍機付又は冷蔵機付のもの	6年
	その他のもの	8年

構造又は用途	細目	耐用年数
	その他の家具	
	接客業用のもの	5年
	その他のもの	
	主として金属製のもの	15年
	その他のもの	8年
	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	5年
	冷房用又は暖房用機器	6年
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6年
	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）	4年
	カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	3年
	じゆうたんその他の床用敷物	
	小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの	3年
	その他のもの	6年
	室内装飾品	
	主として金属製のもの	15年
	その他のもの	8年
	食事又はちゆう房用品	
	陶磁器製又はガラス製のもの	2年
	その他のもの	5年
	その他のもの	
	主として金属製のもの	15年
その他のもの	8年	
2.事務機器及び通信機器	謄写機器及びタイプライター	
	孔版印刷又は印書業用のもの	3年
	その他のもの	5年
	電子計算機	
	パーソナルコンピューター（サーバー用のものを除く。）	4年
	その他のもの	5年
	複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	5年
	その他の事務機器	5年
	テレタイプライター及びファクシミリ	5年
	インターホン及び放送用設備	6年
	電話設備その他の通信機器	
	デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	6年
	その他のもの	10年
3.時計、試験機器及び測定機器	時計	10年
	度量衡器	5年

構造又は用途	細目	耐用年数
	試験又は測定機器	5年
4.光学機器及び写真製作機器	オペラグラス	2年
	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	5年
	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	8年
5.看板及び広告器具	看板、ネオンサイン及び気球	3年
	マネキン人形及び模型	2年
	その他のもの	
	主として金属製のもの	10年
	その他のもの	5年
6.容器及び金庫	ボンベ	
	溶接製のもの	6年
	鍛造製のもの	
	塩素用のもの	8年
	その他のもの	10年
	ドラムかん、コンテナその他の容器	
	大型コンテナ（長さが6メートル以上のものに限る。）	7年
	その他のもの	
	金属製のもの	3年
	その他のもの	2年
	金庫	
手さげ金庫	5年	
その他のもの	20年	
7.理容又は美容機器		5年
8.医療機器	消毒殺菌用機器	4年
	手術機器	5年
	血液透析又は血しよう交換用機器	7年
	ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	6年
	調剤機器	6年
	歯科診療用ユニット	7年
	光学検査機器	
	ファイバースコープ	6年
	その他のもの	8年
	その他のもの	
	レントゲンその他の電子装置を使用する機器	
	移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器	4年
	その他のもの	6年
その他のもの		

構造又は用途	細目	耐用年数	
	陶磁器製又はガラス製のもの	3年	
	主として金属製のもの	10年	
	その他のもの	5年	
9.娯楽又はスポーツ器具及び 興行又は演劇用具	たまつき用具	8年	
	パチンコ器、ピンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具	2年	
	ご、しょうぎ、まあじやん、その他の遊戯具	5年	
	スポーツ具	3年	
	劇場用観客いす	3年	
	どんちよう及び幕	5年	
	衣しよう、かつら、小道具及び大道具	2年	
	その他のもの		
	主として金属製のもの	10年	
	その他のもの	5年	
10.生物	植物		
		貸付業用のもの	2年
		その他のもの	15年
	動物		
		魚類	2年
		鳥類	4年
	その他のもの	8年	
11.前掲のもの以外のもの	映画フィルム(スライドを含む。)、磁気テープ及びレコード	2年	
	シート及びロープ	2年	
	きのこ栽培用ほだ木	3年	
	漁具	3年	
	葬儀用具	3年	
	楽器	5年	
	自動販売機(手動のものを含む。)	5年	
	無人駐車管理装置	5年	
	焼却炉	5年	
	その他のもの		
	主として金属製のもの	10年	
	その他のもの	5年	
12.前掲する資産のうち、当該 資産について定められている 前掲の耐用年数によるもの 以外のもの及び前掲の区分によ らないもの	主として金属製のもの	15年	
	その他のもの	8年	